

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

1 第三者評価機関

名称	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	認証番号	第2号
所在地	盛岡市三本柳8-1-3	評価実施期間	平成26年6月26日～26年12月8日

2 事業者情報

事業者名称（施設名）：森の子保育園	種別：保育所
代表者氏名：理事長 遠藤一子 （管理者） 施設長 遠藤幸太	開設年月日：平成16年4月1日
設置主体：社会福祉法人 杉の子会 経営主体：社会福祉法人 杉の子会	定員：45名
所在地：岩手県八幡平市大更18-301 TEL：0195-70-1880 FAX：0195-75-2045	

3 総評

◇ 特に評価の高い点

○ 子どもの安全確保のための体制整備と定期的な点検・訓練等の取組

危機管理について、想定されるリスクの種類別にマニュアルを整備している（食中毒、感染症、事故、事件、給食衛生、アレルギー、園舎内外の安全確認等）。安全の確保について毎月の保育計画に位置付け、定期的に点検・訓練・研修に取り組んでいる。保護者へは連絡帳や携帯メールシステム、園だよりによりこまめに情報提供がされている。

さらに、自然災害への対応は、「八幡平市危機管理マニュアル」を参考とし、法人及び園のマニュアルを整備しながら、毎月の訓練計画を立て、地震、強風、火災、交通安全、不審者侵入などを想定した訓練を実施している。訓練の時間帯も早朝、午睡後、自由遊び、延長保育時間帯など種々の場面を使って行い、各場面で適切な対処ができていくかを検討し行っている。

◇ 改善が求められる点

○ 年度の計画は、各保育園・各事業ごとに策定を

法人の事業計画には、事業の重点目標・具体的事業内容・保育園経営重点策など、総括的部分から各事業の詳細部分に及ぶ記述がされている。しかし、4園ある保育園の計画は共通の計画となっている。そのため年度の事業計画の策定にあたっては、新しい中長期計画の前期5カ年の実施計画を前提に、①法人は総括的な事業計画、②各保育園・各事業はそれぞれの特性や課題を踏まえた個別の計画を策定する必要がある。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

森の子保育園が第三者評価を受け、評価頂きましたことをしっかり受け止め、これまで以上に保育事業を通して地域に貢献してまいります。

5 各評価項目にかかる第三者評価結果 (別紙)

(別紙) 各評価項目にかかる第三者評価結果【森の子保育園】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>法人・保育所の理念、保育理念を明文化しており、法人と保育所の使命・役割を反映している。</p> <p>森の子保育園を運営する社会福祉法人杉の子会は、法人設立20周年にあたる平成4年に『我ら地球人 みんなの笑顔のために』を基本理念として定めた。この理念は「すべての生命の源である美しい地球を未来永劫子どもたちへつないでいく」との願いを込めたものである。平成25年8月、職員・利用者・関係者等へわかりやすく伝えるために、「児童福祉法に則り、保育所保育指針を実践し、園児とそのご家族の皆様と職員の幸福を追求して、地域の活性化に寄与し、皆様が笑顔で日々暮らせるように保育事業を通して社会貢献する」との説明を付す表現に改め、法人・保育所の目指す方向性等について明示している。</p>	
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。</p> <p>法人は、第二次の中長期計画(平成26～35年)の策定にあわせて基本方針の見直しを行い、次の表現に改めた(平成26年3月理事会)。まず法人の<経営戦略>に5つの方針を挙げ、さらに<保育所経営の基本方針>として4つの方針と「基本方針を実施するための姿勢」(16項目)を明示した。これらの文書は事業計画や入園のしおり等に記載されており、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</p>	

I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。

I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>理念・基本方針を記載した事業計画や入園のしおりを職員に配布し、職員会議で説明している。さらに平成26年度、八幡平市から新たに民間移管された大更保育園を含む4園合同職員研修会で学習すると共に、「経営理念・服務心得チェック表」を基に周知状況を確認し、振り返りの機会とする等、継続的な取組を行っている。</p>	
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>保護者には、毎年度入園・進級する前に説明会を開催し、理念や基本方針を含む「入園のしおり」を配布・説明して理解と周知に取組んでいる。またホームページで地域に発信している。今後は、保護者に対する理念や基本方針の周知状況を確認するとともに、更なる継続的な取組が望まれる。</p>	

I-2 事業計画の策定

I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>経営や保育・保育サービスに関する、中・長期の計画を策定している。</p> <p>法人は、平成26年3月の理事会において第二次の「中長期計画」(平成26年～35年)を策定した。計画は、経営ビジョン、経営戦略・経営方針、保育所経営の基本方針、各保育園の経営方針、職員の育成と研修等について明記し、当面前期50年(平成26～30年)に取組む計画を具体的に挙げたものとなっている。しかし、財政的課題について検討は行っているものの具体的な明示には至っていない。来年度も公立保育園の移管を受け、現在の4園から6園へ事業が拡大することからも当面30年程の中期的収支計画の立案が望まれる。</p>	

I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画の内容のどちらかのみを反映させている。</p> <p>法人の事業計画には、事業の重点目標・具体的事業内容・保育園経営重点策など、総括的部分から各事業の詳細部分に及ぶ記述がされている。放課後健全育成事業と地域子育て支援センターについては、各事業ごとの計画が策定されている。しかし、4園ある保育園の計画は共通の計画となっているため、年度の事業計画の策定にあたっては、新しい中長期計画前期5カ年の第1年目の実施計画を前提に、①法人は総括的な事業計画策定、②各保育園・各事業はそれぞれの特性や課題を踏まえた個別の計画を策定する必要がある。</p>	

I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが行われている。</p> <p>森の子保育園では、毎月、年齢別クラス(0・1・2歳)会議、主担当会議・園会議、4園合同主任会議、4園合同会議、園長会議を定期的に開催し計画の実施状況や評価・見直しを行っている。さらに毎月「職員個別意見書」の提出を求め、反省・要望・意見を集約し、園運営へ反映するよう取組んでいる。</p>	

I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>事業計画を職員に配布して周知をはかるとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>法人の中長期計画、年度事業計画、各種の年間実施計画の資料を職員へ配布・説明すると共に、前項①に記した各会議や合同研修会の機会に周知・理解を促すよう取組んでいる。また、「月の計画と反省」を各計画ごとに作成し、計画の進捗状況の確認と反省、次月への課題を挙げる等、継続的な取組を行っている。</p>	

I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>各計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>保護者へは、春の入園説明会において「入園のしおり」を配布し、理念・基本方針・事業計画・保育園の年間計画、子どもの一日の暮らし等について説明している。また、保護者会(森の子育てる会)や保護者個別面談(年2回)を通して周知・理解を促すと共に、広報誌「森の子だより」(月刊)を発行し、園の計画や活動内容、子どもの姿、保護者の声(アンケート結果)、子育て情報等を掲載し園と子どもの姿を伝える取組を行っている。</p>	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>森の子保育園の園長の役割と責任は、法人の管理運営規程及び中長期計画(「職務の役割」―①園長の役割)に明記すると共に「森の子保育園仕事分担表」に示し、職員会議をはじめ園運営や職員への助言・指導を通して管理者の役割・責任の遂行に努めている。</p>	

I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>園長は、社会福祉法人経営や保育関係の各種会議・研修等へ出席し、関係法令や制度改正等の理解に努めている。園には児童福祉六法、保育所運営ハンドブックを備付けているが、労働・防災・食品衛生・環境等の関係法令についてはリスト化する等の取組は行われていない。法人組織が4園から来年度は6園へ拡大し職員も大幅に増えることから、社会福祉法人並びに保育園の社会的責任を遂行するため、法人本部と連携して遵守すべき関係法令の整備・リスト化が望まれる。</p>	

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>園長は、保育園の事業計画に則り、毎月の各計画の立案(クラス別保育指導計画、安全・衛生環境整備、給食、用務、保健衛生等)をクラス会議・主任会議・園職員会議での検討を経て策定し、その月ごとの実践状況評価・反省も同様の取組により報告する体制を築いている。園長は各報告書にコメントを付し評価と課題提起を行い、保育の質の維持向上に努めている。さらに職員に毎月「意見書」「月の個人計画書」の提出を求め、職員一人一人が目標を持って自覚的仕事にあたるよう、面接を通して丁寧な助言・指導に取組んでいる。</p>	
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>法人は平成20年度より、複数園の事務業務の効率化を図るために「園児管理システム」を導入し、子ども一人一人の基本情報と保育情報を一元的に記録・管理する仕組みを構築している。特に毎日の管理日誌、保育日誌、保育計画経過録など、保護者へ報告する記録は「連絡帳」へ連動するため、転記に要する時間の省略化が図られている。記録や連絡事務は各クラスにパソコンや電話を備付け、職員が働きやすいよう配慮している。また、システムを使って各種の統計資料を作成し、評価・分析に活用する等、経営や事務の効率化と改善に取組んでいる。</p>	

評価対象II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。</p> <p>園長はじめ職員を全国・県・市レベルの各種会議・研修会へ派遣し、保育事業を取り巻く動向、環境の把握に努めている。地元の市については、園長が地区医療計画策定委員に参画し、地域動向を把握している。さらに併設の地域子育て支援センター事業を通して市の担当課をはじめ市内関係者との連携・ニーズ把握に取組んでいる。法人の第二次中長期計画において、地域の保育ニーズに応じ、公立保育園の民間移管に積極的に対応する方針であり、これまでに2園を受託し、来年度に向けてさらに2園の受託経営の引継ぎを推進中である。</p>	
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。</p> <p>「園児管理システム」「会計システム」によって保育園の経営状況を把握し、さらにシステムのネットワークを活用して他園との経営比較等を行い、現状分析や課題の発見及び改善に取組んでいる。また会計事務所と契約し、毎月、助言・指導を受けている。これらの結果については主として園長会議で検討することとしているが、改善に向けた必要な取組は中長期計画及び年度事業計画へ具体的に反映させることが望まれる。</p>	
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	非該当
<p>評価者コメント</p>	

II-2 人材の確保・養成

II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。</p> <p>中長期計画「職員の育成と研究研修」の項に「人間としての品格と実力を備えた人材を創出する」との考えを示し、職員育成は初任級(0～3年)、中級(4～10年)、上級(11年以上)の勤務年数による段階別研修と全職員対象の園内研修を計画している。さらに今後の事業拡充と将来を見据えて「幹部職員養成研修」を計画に入れた。公立保育園の民間移管による新採用職員の増に対応する育成は、1年間を3期に分けて実務指導・研修に着手している。しかし、プランに基づいた人事管理、具体的には運営施設の増加に伴うキャリアパスや人事異動等に対する人事基準の明確化が必要である。今後、人事管理については、トータルマネジメントが求められ、期待する職員像、運用、育成、活用、処遇、評価に対する明確化とともに、職員の意向や意見を確認しながらの評価、分析、改善検討等が求められる。</p>	
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>定期的な人事考課を実施していない。</p> <p>人事考課に関する客観的な基準は定めていない。職位・職種別の役割について中長期計画「職務の役割」の項に示している。また昨年度は試行的に「私の今年度の目標」、「経営理念・職務心得チェック表」による自己評価を実施したが、今後については改めて検討中である。</p>	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。</p> <p>法人は経営方針の一つに「職員が我が子を育てながら仕事が出来る経営をする」ことを掲げ、昨年は就業規則(正規職員・臨時職員・パート職員)を全面改正し、母性保護、育児・看護・介護休暇等の諸規定を明確化し、さらに今年、定年後再雇用嘱託職員就業規則改正(65歳までの継続雇用)、臨時職員就業規則改正(正職員転換試験の規定)を行い働きやすい職場・働き続けられる職場づくりへの条件整備に努めている。毎月実施する「職員個別意見書」により職員の意向や意見を把握し、月1回個別面接を行い、相談事への助言や対応、共有すべき課題の職員会議への報告と協議に取り組んでいる。</p>	
II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント</p> <p>職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。</p> <p>福祉医療機構及び岩手県社会福祉協議会の職員共済制度に加入し、各種の給付制度を利用している。職場の親睦会(アイアイ会)により職員の親睦交流の機会を作っている。職員の趣味の会として茶道・書道・華道・和太鼓など法人の援助を受けて定例開催し、心身の健康を高める取組を進めている。健康維持については、定期健康診断・インフルエンザ予防接種・月1回の検便(全職員)を実施し、必要に応じて嘱託医の指導を受けることが出来るよう図っている。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されている。</p> <p>中長期計画「職員の育成と研究・研修」の項に「人間として品格と実力を兼ね備えた人材を創出する」との基本的な考えを示し、研修体系は初級・中級・上級・幹部職員養成・全職員対象研修の区分とし、それぞれの目的と研修内容を記している。また「職務の役割」について、職責ごとに果すべき仕事内容(組織として求める専門性)を明示している。</p>	

II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。</p> <p>中長期計画に則り、単年度の研修計画を示し、職員一人一人の受講計画を具体化している。特に公立保育園の民間移管の受託に対応し、喫緊の課題である幹部職員(園長、主任保育士等)の育成と新任職員の教育訓練に力点を置いて外部研修受講・内部研修に取組んでいる。今後は、将来的な人材育成と保育の質の向上に向け、職員一人一人の知識・技術水準・技能の必要性を把握し、目標や希望をふまえた教育・研修計画づくりに着手するよう期待したい。</p>	
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。</p> <p>外部研修受講の職員は復命書を作成(研修目的、研修を受け保育園で生かせること、自分に生かせること)し、後日の職員会議において報告の機会を設け、学びを職員間で共有できるようにしている。研修担当者は園長が所管しているが、中長期計画に基づく研修計画を継続的に推進すること、及び研修成果に関する評価・分析結果を次回の研修計画に生かすために、研修委員会等の体制整備が求められる。</p>	

II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>実習生の受入れと育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていない等、積極的な取組には至っていない。</p> <p>実習生受入れマニュアルを見直し「保育士等の資格取得をめざす学生及び保育園の職場体験を希望する実習生を受入れ、将来の福祉人材育成に貢献する」との目的を明記している。しかし、これまで地元中学生の職場体験の実施はあるものの、保育士養成校からの実習生受入れの実績はない。今年度初めて専門学校からの実習生を受入れ、学校側と連携し、効果的なプログラムの策定をはじめ受入れ体制の整備を図る機会としている。</p>	

II-3 安全管理

II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。</p> <p>危機管理について、想定されるリスクの種類別にマニュアルを整備している(食中毒、感染症、事故、事件、給食衛生、アレルギー、園舎内外の安全確認等)。安全の確保について毎月の保育計画に位置付け、定期的に点検・訓練・研修等に取組んでいる。保護者へは、連絡帳や携帯メールシステム、園だより等によりこまめに情報提供をしている。</p>	
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。</p> <p>自然災害等への対応は、「八幡平市危機管理マニュアル」を参考とし、法人及び園のマニュアルを整備し、毎月の訓練計画を立て、地震、強風、火災、交通安全、不審者侵入などを想定した訓練を実施している。訓練の時間帯も早期、午睡後、自由遊び、延長保育時間帯など種々の場面を使って行い、各場面で適切な対処ができたか検討している。食料・備品類の備蓄は、常時必要な物品について規定の数量の1.5倍から2倍を確保・補充すると取り決め、担当者が確認している。</p>	
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。</p> <p>ヒヤリハット事例・事故事例は、すべて園児管理システムに記録・集約し、クラス会議や職員会議でリスクの把握・要因分析・検討を行っている。早番・遅番職員は毎日、「朝・夕の安全点検表」を基に園舎内外の危険箇所、大型遊具、おもちゃ、設備・備品、火気等のチェックを行い、園児の安全確保に努めている。</p>	

II-4 地域との交流と連携

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。 保育所経営の基本方針の実施にあたって、「地域と交流する」「地域活動に貢献しよう」を掲げ、年間を通して多様な季節行事を企画し、地域へ働きかけ保育園と子どもたちへの理解を広げている。春のつつじ祭・輪投げ大会、夏の杉の子祭り、秋の敬老会訪問、冬の田の神まつり、水木団子などの機会を通して、こどもの祖父母、民生委員、老人クラブ、老人施設利用者等との継続的な交流に取り組んでいる。併設の支援センターでは、小中高生を対象に子育て教室「赤ちゃんに触れあおう」を企画開催している。</p>	
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っている。 「保育所を核として、地域に存在する他機関や施設・専門家と連携・ネットワーク化を行い、地域子育て支援コーディネートを実践します」との方針を掲げている。休日保育・延長保育・一時保育の実施、子育てサロン・子育てサークル指導・子育て教室・森の子遊ぼう会・育児相談など地域の子育て支援の拠点として多様な事業活動を展開している。</p>	
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。 「ボランティア受入れマニュアル」を整備し(平成26年4月)、目的や担当者、留意点等を明示し、職員会議で説明している。森の子保育園のボランティアは、前項①の地域との交流行事を中心に、保育園を育てる会、祖父母の会、小・中・高・短大生など多数の参加を得ている。</p>	

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。 地域の関係機関、団体、行政、保育・児童福祉、学校、民生児童委員、病院、消防、警察等のリストを作成し、ファイルにまとめ電話の傍らに配備している。さらにパソコンで管理し、職員への周知を図っている。</p>	
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例等の検討を行っている。 市の子育て会議、発達支援関係者ミーティング、小学校第三者委員などに参画し、地域における子育て情報の把握と意見交換を行っている。併設の地域子育て支援センターの事業展開とネットワークを通して保育・教育・行政・民生児童委員等の関係者と連携して会議・研修を開催し課題の検討と情報の共有化に取り組んでいる。</p>	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っている。 子育て支援センターの事業を通して関わった利用者へのアンケート(「育児相談と育児調査」、「保護者」、「子育て教室参加者」、「森の子遊ぼう会参加者」)によりニーズの把握に努めている。また法人評議員の保護者代表、民生児童委員、地域関係者の意見・提言などから福祉・子育てニーズの把握に心掛けている。</p>	

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。 「保護者が働きながら子育てできるように安心して預けられる保育園」(基本方針)を目標に法人経営の4園と学童保育所、子育て支援センターが連携し、休日保育・延長保育・一時保育をはじめ子育て相談・子育て教室・親子教室など、ニーズに基づく活動が展開されている。中長期計画では、今後「病児保育」を開始(平成27年度)する予定を示している。</p>	

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

III-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>一人一人の子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。</p> <p>森の子保育園の「保育の基本方針」に基づいた保育課程は、地域の実態や保護者の意向等を考慮した編成がされている。子どもの権利擁護に関する研修の参加機会はないものの、当園の「基本方針を実施するための姿勢」に於いて、子ども一人一人の人格を尊重した保育の取組が示されており、職員全体が共通理解をもって保育に取り組んでいる。</p>	
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。</p> <p>プライバシー保護に関するマニュアルは平成26年度に作成している。プライバシー保護の具体的取組としてトイレドアの工夫があげられる。保育室内にあるトイレは、内部が見えないように子どもの目線までを覆い、上部はガラス張りにし子どものプライバシーや安全確保に目配りが出来るように配慮されている。ただし、マニュアルについては作成後間もないことから、定着しているとはいえない。マニュアル全般の研修を毎年10月に行っており、今年度も話し合われる予定なので、マニュアルの定着へ向けた職員への周知が期待される。</p>	

III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。

III-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上にむけた取組を行っている。</p> <p>保護者の意向を把握する目的でアンケートの実施が行われている。茶会参観・親子遠足・クリスマス発表会等、各種行事のアンケートは集約され、分析した結果を保育サービスの改善に結びつけている。具体例の一つに「親子遠足の集合写真に時間がかかり過ぎ子どもへの負担が大きい」との保護者の意見を取り入れ集合写真を止めている。集約したアンケート結果はグラフや図を用い、わかりやすく説明した文書にして保護者に配布している。</p>	

III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。</p> <p>年度初めに行う保護者への(新入児・継続児)説明会に於いて「意見・ご要望の解決のための仕組みについて」の文書を配布し、口頭でも説明が行われている。毎月発行する園便りにも意見・要望受付の周知をしている。また、日常保育を通して保護者と交わす連絡帳や会話は、気軽に相談したり意見提案ができる場となっている。</p>	

III-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>苦情解決の体制は整備されており、苦情解決の仕組みを説明した資料を保護者に配布している。保育園の玄関に苦情解決体制を張り出すと共に、ご意見箱を設置している。意見・要望はあるが苦情の申し出はない。その理由としてアンケート上で意見・要望を述べる機会が多くある。しかし、苦情解決の体制は整備しているものの受付がないため第三者委員会や委員の活用が見られない。また、委員構成が第三者として相応しいメンバーとはなっていないため、改善が求められる。</p>	
III-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>保護者からの意見に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。</p> <p>組織として、意見等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の手順等を規定したマニュアルを整備し対応している。申し出た保護者に対しては、対処した内容を説明し、改善へと結びつけている。また、対応事例は全職員に周知すると共に、4園の合同会議でも対応策の検討が行われている。</p>	

III-2 サービスの質の確保

III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。

III-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。</p> <p>法人として3年連続の受審の中で、法人全体として体制整備に取り組んでいる。森の子保育園は、法人のこれまでの評価に対する取組姿勢を周知徹底させながら取り組んでいる。3年目の今年度が本園の受審となり、自己評価を実施している。保育の計画に基づいて行われた保育内容の評価及び改善に努めてはいるが、園としての恒常的取組としては不十分である。今後は、第三者評価結果を基に、自己評価、PCDAのサイクルを継続的に実施しさらなる保育の質の向上を目指してもらいたい。</p>	
III-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>評価結果を分析し、園の良さや組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでに至っていない。</p> <p>第三者評価受審に向けて、職員がグループごとに自己評価を行った。その過程で保育実践を客観的に評価し合う体制が培われている。法人として3年連続の受審の中で、これまで2年間の評価結果を基に法人全体として改善に向けた取組を継続している。そのため、その取組は森の子保育園へも改善結果として現れている。今後は、森の子保育園独自の第三者評価結果から、改善課題などに向けての取組がより深まっていくものと期待される。</p>	

III-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。

III-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた保育の実施が十分ではない。</p> <p>標準的な実施方法には、保育理念や「杉の子会の保育」に基づき、実施する保育全般にわたって文書化されている。標準的な保育が実施されているかは、月計画の反省の中で確認と対処方法が検討されている。新任保育士が保育を共にするリーダー保育士は、個別指導を行いながら標準的な実施方法の周知徹底を講じている。「杉の子会の保育」は4園共通の指標であるが、画一的な保育になりがちと懸念されるため、それぞれの地域性を十分に反映した保育が展開される取組が求められる。</p>	
III-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。</p> <p>標準的な実施方法が実施されたかは、クラス・園単位・4園合同で週・月・年で定期的に現状を検証し、見直しを行うための仕組みが組織的に定まっており、それに基づいて検証・見直しが行われている。</p>	

III-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。</p> <p>一人一人の子どもの記録は園児管理システムに記録されている。コンピューターによって管理されている記録様式は、項目ごとに書き込んでいるため、職員による記録内容や書き方に差異が生じがたい。</p>	
III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>子どもに関する記録管理について規程が定められ管理がおこなわれているが、十分ではない。</p> <p>杉の子会運営規程に於いて、園長の職責として保育園の運営管理を統括することとしているが、記録管理の責任については不明である。当園はコンピューターによる園児管理システムがとられている。記録の管理について、職員が遵守すべき規定3項目を掲げ、さらにコンピューター端末の管理・パスワードの管理等が具体的に明示されており、情報が外部に流出しないよう管理体制は整備されている。ただし、保護者から情報開示を求められた際の規定は不十分のため整備する必要がある。</p>	
III-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>一人一人の子どもの状況について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。</p> <p>園児管理システムによって、アセスメントや指導計画の実施状況など、子どもに関わる日々の情報が的確に届くよう仕組みが整備されている。子どもの状態の変化や保育内容の不具合などについては、週・月会議で行うケース検討会で話し合われるほか、緊急を要する場合は速やかな対応をしている。</p>	

III-3 サービスの開始・継続

III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

III-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>利用希望者が園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>保育理念や、保育・保育サービスを紹介した資料を、西根病院・近隣小児科・八幡平市コミュニティーセンター・子育て支援センター・図書館等、多数の人が手にすることができる場所に置いている。また、保育の内容をわかりやすく説明した資料を、積極的にホームページに掲載する等をして情報の提供をしている。</p>	
III-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>入園説明会に於いて、保育サービスや料金等を具体的に記載した資料などを用意し保護者に説明が行われている。保育理念・保育園の日課・行事予定・保育園で準備が必要な物等を印刷した資料を基に、丁寧な説明を行っている。保育の理念や内容、料金だけではなく、ホームページや広報誌に掲載する写真等、個人情報やプライバシーの観点から保護者の同意を得て書面に残す取組が求められる。</p>	

III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

III-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	c
<p>評価者コメント</p> <p>保育サービスや保育所の変更に等にあたり保育の継続性に配慮していない。</p> <p>保育サービスや保育所の変更にあたり、保育の継続性を確保するための、併設する地域子育て支援センターと連携しながら担当者や担当窓口の設置等が求められる。</p>	

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
評価者コメント 子どもや保護者の身体状況や、生活状況などを正確に把握しており、定められた手順に従って計画的なアセスメントを行っている。 子どもの身体状況や、生活状況等は、保育園の入所時に保護者から記入してもらった児童台帳・入園時児童状況を基に把握がしている。児童台帳の内容に変更が生じた場合は加筆や訂正が行われている。毎年、進級時に台帳を家庭に戻し、内容の再確認と訂正箇所の記入が行われている。入所時の直接面談は園長・保育士・栄養士・看護師によりアセスメントが作成されている。また、入所時、親子で登園する「ふれあい保育」の観察を通して、個別のニーズが書き込まれている。	

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	b
評価者コメント 子ども一人一人に着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。 保育課程に基づいて、総合的視点から指導計画を作成するための組織としての仕組みは整備されているが、3歳未満児の保育に望まれる個別的計画としては、一人一人の子どもの成育歴、心身発達、活動の実態等に即した内容として個別支援計画の作成が望まれる。	
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
評価者コメント 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。 指導計画の定期的な見直しの時期は、保育内容によって、週・月・年に設定され、クラス・園内・4園合同で検討された評価結果に基づいて、指導計画が作成されている。	

A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開

<p>A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。</p>	a
<p>評価者コメント 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえ、入所している子どもの地域の実態や家庭状況調査などから保育時間を考慮し実態に即し編成されている。保育課程は平成23年3月に法人の全職員で見直し改善している。今後とも定期的な見直しで地域の実態や家庭の状況変化への対応を期待する。</p>	
<p>A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	a
<p>評価者コメント 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。 保育室は明るく衛生的で、保育室に続いたデッキへ出るといつでも外気へ触れたり日光浴が自然にでき、また、デッキからは園庭や道路を行き交ういろいろな車が見える環境にある。一人一人の生活リズムに合わせ食事や睡眠が取れる空間の確保(保育室へ続く和室の部屋)がされており、個々に応じた援助が行われている。家庭との連携は連絡ノートや毎日の送迎の際、相談や情報交換などで連携を図っている。看護師より全職員でSIDSの研修を受け、乳児を寝かせる時は仰向けに寝せ、15分毎に呼吸や健康状態を確認しチェック記録表へ記録している。</p>	
<p>A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	a
<p>評価者コメント 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。 心身の状態を把握し園児管理システムや個別管理表に整理し、子どもの状態や育ちについて、連絡ノートや毎日の送迎の際の情報交換等で家庭との連携を図っている。子どもの自己主張が強くなると、自我の育ちと受け止め、子どもたちが自由に遊んだり探索活動が出来るように遊具や玩具を配置している。また、子どもが興味を示すピアノも手を挟まぬよう安全に配慮しながら使用している。</p>	
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	非該当
<p>評価者コメント</p>	
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p>	非該当
<p>評価者コメント</p>	

A-1-(2) 環境を通して行う保育

<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	a
<p>評価者コメント 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が十分整備されている。 手洗い場・トイレは明るく清潔で、子どもに合わせ使いやすい高さで設備が設置され、保育室等の採光や換気、保温等の環境保健へ配慮している。寝具は保育園で毎週水曜日に日光消毒、週末は家庭へ持ち帰りカバーの洗濯や日光消毒をしている。各保育室やホール、玄関等は子どもの絵や季節の装飾がされ、子どもが安心して活動できるように家具や遊具の素材が配置されている。各保育室の隣は和室が続いていて食事や睡眠のための生活空間が確保されている。保育者は穏やかに子どもと接し、伸び伸び行動する子どもの様子から信頼関係が築かれ安心して行動している。</p>	

A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。</p> <p>一人一人の状態に応じてトイレや食事の仕方、洋服の着脱には個々にカゴを用意し自分の物をたたんで整理するなど援助の工夫をし、せかせかしたり強制したりせず自分でしようとする気持ちを大切にしている。また、日課に体操やフォークダンスを取り入れたり、様々な遊具や用具を整備して戸外遊びの時間を確保するなど、自ら進んで運動や遊びを楽しむことができるような環境や活動の工夫をしている。</p>	
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>子どもの発達過程や興味関心に即した玩具や遊具が用意され、さらに自由に紙やクレヨン、ペン等、素材や用具を取り出して活動出来る環境を整備している。また、1才、2才と低年齢だが当番活動では、皆の前に出て名前を言ったり食事やおやつへの挨拶など意欲的に行っている。各クラスが自由に出入りすることができ、リズム運動も一緒に行ったり、異年齢でも友だちと協同して活動しながら順番、挨拶、物を大切に扱うことなど、社会的ルールが身に付けられるよう配慮している。</p>	
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>子どもと祖父母の交流で野菜作りを行っており、種まきからその後の収穫まで、プランターの野菜へ水やり等の世話をしている。また、畑への行き帰りには自然の変化に触れて活動している。これらは指導計画で自然や社会と関わるために必要な配慮・援助に掲げられ、実際の保育活動となっている。また、地域の老人施設(岩鷺苑)との交流、伝統行事「田の神祭り」を松川老人クラブの方々から教わる等、日常保育の中で地域の方々と接する機会が多く持たれている。</p>	
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>絵本や紙芝居の読み聞かせは毎日積極的に行われ、また、伝承遊びや指遊び、フォークダンス等を行う中で、自由に歌ったり踊ったりしている。遊びの中で様々な楽器に触れたりクレヨン、粘土、絵の具、絵を描く素材や用具等選んで工夫して遊べるように用意されている。制作物や絵、音楽やダンス等は老人福祉施設との交流、作品展、運動会、クリスマス発表会等で発表する場も数多く設けられている。</p>	

A-1-(3) 職員の資質向上

A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>保育士が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。</p> <p>保育士は保育計画や保育実践を振り返り、自己評価を園長に提出し、園長がコメントを職員へ返している。しかし、保育士が自己評価(P・D・C・Aのサイクル)により自らの保育改善を図るまでは至っていない。今後は、自己評価の精度を上げるために職員間の学び合いと「自己評価ガイドライン」に基づく定期的な評価実践が望まれる。</p>	

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>子ども一人一人を受容した保育内容や保育士の援助が行われている。</p> <p>入所説明会後の個別面談で児童状況、世帯状況、家庭環境や生活リズム、身体成長等による子ども一人一人の違いを十分把握しながら指導計画を作成し、保育内容にも子どもを受容するための援助や配慮が記載されている。保育士は連絡ノートや送迎時の保護者との会話や報告から、子どもの必要な情報を園児管理システムへ入力し、職員で情報を共有している。家庭環境に配慮し子どもに優しく話したり、接したりあやしたり、抱いたり、子どもの状況に応じて対応している。</p>	

A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
<p>評価者コメント</p> <p>障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育内容に配慮が見られるが改善が必要である。</p> <p>子どもの発達過程や障がいの状況、家庭の状況を把握し、個別の保育(支援)計画を立て、保育実践記録、ケース記録を取っている。全体職員会議や担当者会議を持ち保育内容や方法を共有している。家庭とは日常的な情報交換や必要な情報を伝える等、情報の共有を図っている。関係機関として、市の担当者や保健師、療育センターとも連携を取り助言を受けている。安全のための環境整備や緊急時の職員体制を決め、保育環境や保育内容にも配慮がみられるが、障がいの特性に配慮した保育計画や個別計画に於いてさらに検討が必要である。</p>	
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
<p>評価者コメント</p> <p>長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育内容や方法に十分配慮されている。</p> <p>夕方7時までの保育なので6時以降の子どもにはおにぎり等の軽食を提供し、夕食と重ならないよう献立表にも掲載して毎月各家庭へ届けている。早朝や夕方の保育は家庭的に自由に遊べるよう、玩具や遊具を用意したり異年齢の子どもと遊んだり、眠くなった子は保育室に続く和室の部屋でいつでも横になれる環境にある。職員間の引き継ぎは口頭とパソコンへの入力で行われ、さらに連絡漏れがないように必要なことは連絡ノートを使用し、保護者との連携を密に図っている。</p>	

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人一人の健康状態に応じて適切に実施している。</p> <p>既往症や予防接種の状況等、入園時に調査し園児管理システムに整理しており、全職員で共有されている。健康管理に関するマニュアルや保健計画が作成されており、体調のすぐれない子には食事の内容やその日の過ごし方にも柔軟に対応している。また、子どもの状態について保護者へ詳しく伝えるよう配慮している。</p>	
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。</p> <p>食事は各部屋やホール、季節によっては戸外で友達や保育士と一緒に楽しんで食べている。自分達がプランターや畑で育てた野菜が給食に出たり、月1回の「おにぎりデー」でおにぎり作り等で子どもたちが食べることに興味や関心が持てるよう配慮や工夫がされている。これらの活動は年間給食計画や月の給食計画に位置づけ栄養士が指導を行っている。食事の量も食欲や個人差により加減したり、延長保育のおやつも家庭での夕食を考え軽食なものを提供している。また、子どもから調理室で作っている様子が見えるので、今日の給食は何か楽しみに待つ様子が見られる。</p>	
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。</p> <p>栄養士や調理員、保育士は子どもと一緒に食事し、食事の様子を見たり話を聞いたりしながら好き嫌いや食べる量の把握をしている。残食記録や検食簿等から献立や調理の工夫・見直しをしている。給食やおやつは手作りを基本とし週6日の手作り、離乳食は子ども一人一人の発育状況を考慮して調理している。食事の量は完食の喜びが感じられるように子どもに合わせて加減したり、体調に合わせた食事も提供している。行事食にも旬の物や季節感のある食材を活かして使用され、食器に木のお椀を使用する等、食器の材質にも細やかな配慮がされている。</p>	
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。</p> <p>健康診断・歯科健診・歯科衛生士による指導は年2回実施され、歯科健診結果は保護者に通知し治療を進め、内科健診は特別指導があった場合、保護者に通知している。これらの健診結果は園児管理システムに入力し、職員へ周知している。食後とおやつ後の1日2回、職員による仕上げ磨きを全園児に実施し、毎月染め出しにより磨き残しの確認をする等、保健計画や保育計画へ反映させた取組をしている。身長、体重測定結果は毎月連絡ノートで家庭へ知らせている。</p>	

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。入所時に保護者より聞き取り調査を行い、医師の診断書に従い食事の献立や除去食期間等に配慮し食事を提供している。食事は他の子の食事と似たような物になるよう調理に工夫がみられる。除去食の子の食事は配膳するお盆へネームプレート置き、他の職員が担当しても間違いが起こらないように配慮している。アトピー性皮膚炎の子どもにも主治医からの指示により対応している。これらのことは全職員へ周知され対応している。</p>	
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。調理場、水周りは毎日掃除や消毒が行われ清潔に保たれている。検便は毎月、全職員に実施され、ノロウイルスの発生しやすい冬季は給食担当者の検便にノロウイルスの検査を追加している。給食衛生管理マニュアルは平成24年10月に改正、平成25年10月に見直している。毎月行う栄養士の合同会議に於いて衛生管理について話したり、また、法人の全職員会議でも施設長は感染症への注意や衛生管理の徹底を指示する等、リーダーシップを発揮している。マニュアルの研修は法人全体で実施している。</p>	

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組みをしている。給食の年間計画や月毎の給食活動計画により、発育期にある子どもの食事の重要性や栄養・味付け・食べ方・食材の安全性に配慮している。そのことは毎月の献立表や給食だよりで保護者に伝えている。その日の給食は子どもや保護者が見れるよう写真を玄関へ展示したり、ホームページへ掲載している。また、年1回「家庭の食事状況調査」により家庭での食事状況を把握し、旬の食材を使った簡単レシピの紹介、食の安全についてや不足しがちな栄養指導等を給食だよりで行っている。年2回開催の個人面談では、希望者に栄養相談の場を設けたり参観日や収穫祭、クリスマス発表会等で家族の方に給食を食べてもらおう機会を設けている。</p>	
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。日常的な情報交換や相談内容は必要に応じて児童管理システムへ記録し、情報は職員間で共有している。また、運動会やクリスマス発表会、お茶会、終了式、その他保育園の季節の行事等、保護者が参加できる機会を設け、子どもの成長を共に喜べる機会を作っている。保護者とは日々のコミュニケーションにより信頼関係が築かれている。</p>	
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>懇談会等の話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るためには改善が必要である。入園説明会で保育園の行事や事業等を説明し、各クラス毎に保護者の顔合わせを行い、担任との個別面談を行っている。保育園の行事終了毎にアンケートを取り、意見や感想を聞き取っている。個別面談は年2回実施している。今後の取組として、見るだけの保育参観だけでなく、保護者の保育参加などの機会を設けながら、子どもの発達過程や育児について保護者と共通理解を得るための工夫を期待する。</p>	
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>虐待に対応できる保育所内の体制の下、虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めているが、取り組みの改善が必要である。不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、子どもの心身の状態に配慮しているが、児童虐待対応マニュアルが不整備であり、早急なマニュアル作成が求められると共に、児童虐待防止について職員の研修や保護者への啓発も必要である。</p>	